

Title	〔商法 一九五〕 額面金額の三分の一にも満たない対価で手形を取得した所持人の手形金請求と権利濫用
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichiro) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1979
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.52, No.11 (1979. 11) ,p.85- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19791115-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一九五〕

額面金額の三分の一にも満たない対価で手形を取得した所持人の手形金請求と権利濫用

〔約束手形金異議事件、名古屋地裁昭和四七年（初）七二二号、昭和四八年一〇月一六日判決〕
判例時報七二五号九六頁

〔判示事項〕

額面金額の三分の一にも満たない対価で入手した手形につき、額面金額の請求をなすことは甚しい不当利得といふべきであり、取得対価を超える部分については、権利の濫用として請求は許されない。

〔参照条文〕

民法一条二項・三項、手形法一七条。

〔事実〕

訴外A会社の代表取締役Bは、さきに被告Y₁会社が振り出した別件手形一〇通（額面合計金三〇、〇〇〇、〇〇〇円）の回収に対する協力方を訴外Cに求めたところ、Cがその回収のための資金捻出方法としてBらに鋼材購入の斡旋を約束したので、その購入代金支払のために本件各手形を含む一〇通の手形を振り出し、Y₁会社およびその代表取締役Y₂が保証の趣旨で右各手形に裏書した上で、こ

れをCに交付した。しかし、Cは右鋼材購入の斡旋を実行しなかつた。

Cから本件各手形の裏書を受けた所持人Xが満期に呈示をしたところ支払を拒絶されたので、Y₁会社およびY₂に遡求をなしたのが本件訴訟であるが、Y₁およびY₂は、Xは本件手形三通を含む手形計一〇通（各額面金三〇、〇〇〇、〇〇〇円、総額面金三〇、〇〇〇、〇〇〇円）の取得対価として金八、〇〇〇、〇〇〇円をCに支払つたにすぎず、このように額面の三分の一にも達しない対価で入手した手形についてその額面金額の請求をなすことは実質的には甚しい不当利得といふべく、手形金請求権の濫用にあたるものと主張した。これに対して、Xは、Xが本件手形の前所持人であるCからいくらで本件手形を取得しようとも、Y₁およびY₂が額面金額の支払を承知して本件手形に裏書した以上、しかもY₁らから直接本件手形を取得したのではない、Xに対して、右Cとの事情をもつて権利濫用を

主張することはできないと主張した。

〔判旨〕

一部認容、一部棄却。

「額面金額の三分の一にも満たない対価で入手した手形につき、額面金額の請求をなすことは実質的に甚しい不当利得というべく、手形金請求権の濫用といふべきである。よつて、本件約束手形三通については、Xの取得対価合計金二、四〇〇、〇〇〇円を超える部分については、権利の濫用として請求は許されない。」

XはY₁らにおいて額面金額の支払を承知して本件各手形に裏書した以上、前所有者であるCとの事情をもつて権利濫用と主張するのは誤りであると主張する。しかしながら、Y₁らの権利濫用の抗弁はいわゆる人的抗弁として主張されているのではなく、Xの手形請求権行使により甚しい不当利得がなされることは正義に反するとして民法の一般条項を適用して右権利の行使を制限しようとするものであり、手形法上の人的抗弁、悪意の抗弁とは観点を異にするものであるから、Xの右主張は失当である。」

〔研究〕

判決の結論はともかく、その理由には賛成できない。

本件手形はA↓Y↓C↓Xと流通したものであるが、判決理由においては、このうちもつばらC・X間の手形取引の実質関係のみに着目し、XがCから本件手形を譲り受けるにあつて実際に支払つた対価をこえる部分については、手形金の請求が権利の濫用にあたり許されないものとしている。

近時一部で有力に主張されている交付行為有因の理論¹⁾によれば、この場合の対価の欠缺と原因関係の存否あるいは原因行為の効力の有無との関係が問題となり、裏書人Cと被裏書人Xとの間の原因関係が一部不存在あるいは原因行為が一部無効であるときには、Xの本件手形上の権利取得行為そのものの効力が否定されることになる。しかも、手形金の一部のみの裏書が明文の規定によつて無効とされ(手形法二条二項)、手形上の権利が裏書人と被裏書人とに分属することが認められないことからすれば、この場合には、Xは手形上の権利についてまったくの無権利者とされることになる。これに対して、本判決は、Xの手形上の権利取得を前提として、その一部の行使を権利の濫用とするものであるから、手形行為の無因性を認める立場に立つものであることはあきらかである。

伝統的な無因性理論のもとにおいても、対価の欠缺は直接当事者間の人的抗弁事由となりうる(その根拠としては、これを不当利得の抗弁にもとめるべきものと考える²⁾)。これは純粹の人的抗弁事由であるから、人的抗弁の個別性の原則によつて、直接の当事者ではない者がこれを主張することはできない。当事者間の不当利得の成立範囲の観点からみても、譲受人の不当利得の原因たる対価欠缺の裏書という事実によつて直接に損失をこうむるのは譲渡人のみである。

ところが、手形行為の無因性を認める立場に立ちながらも、手形取得行為の原因関係の無効もしくは消滅または対価の欠缺の場合には、所持人が自己に固有の事情として「実質的な無権利者」になるものと解して、いかなる債務者もこれをその所持人に対する抗弁と

して主張しうるものと解する立場があり、最高裁判所も昭和四三年二月二五日の大法廷判決⁽³⁾によつて、「自己の形式的権利を利用して振出人から手形金の支払を求めようとするが如きは、権利の濫用に該当し、振出人は、手形法七七条一項・一七条但書の趣旨に徴し、所持人に対し手形金の支払を拒むことができる」と解するのが相当である」と判示するに至つてゐる。

右の大法廷判決が手形法一七条但書を特にあげて、その趣旨に徴しといつてゐることの意味はかならずしもあきらかではない。手形法一七条但書は人的抗弁の切断の原則に対する例外を定めるものであるが、この場合に人的抗弁の個性の原則が排除されるということとを意味するのであれば、債務者は、所持人とその直接の前者との間の人的抗弁事由を自己のために援用するということになる。そのような意味で、この問題を「後者の抗弁」とよぶこともおこなわれている。

しかし、もしそうだとすれば、権利の濫用という言葉はまつたく無益・無意味になつてしまふ。なぜなら、債務者が所持人とその直接の前者との間の人的抗弁事由を援用しうるものとすれば、所持人はそのことによつて、権利行使を阻止されることになり、権利濫用の理論をまつまでもないからである。昭和四三年の大法廷判決が手形法一七条但書の趣旨に徴しといつてゐるのは、この場合の手形所持人の実質的無権利の根拠を述べるとどまるものと解すべきであり、したがつて、債務者に対して、所持人の実質的無権利を理由とする直接の権利濫用の抗弁を認めるものと解すべきであらう。その意

味では、本判決が、権利濫用の抗弁が民法の一般条項にもとづくものであつて、手形法上の人的抗弁、悪意の抗弁とは観点を異にするものであるといつてゐるのは、そのかぎりでは正当であるものといえる。

問題とすべきは、そもそも裏書の原因関係の消滅等の場合に、振出人に所持人に対する権利濫用の抗弁を認めることの当否である。すなわち、債務者がみずからの債務負担行為においてなんら対価の欠缺等の事由がない場合に、真の手形所持人からの請求に対して、その債務者に抗弁権を認める必要は毫もない。手形の無因性を前提とするかぎり、対価を支払わないで手形を取得した所持人を実質的無権利者といふことができるのは、直接の当事者に対して人的抗弁事由があることの比喩以上の意味をもつものではありえない。本件訴訟において前者であるCとの事情をもつて権利濫用の理論を援用するのは誤りであるとXが主張してゐるのは、このことをいわんとするものと解される。したがつて、その意味では、Xに所持人としての権利を認めながら、裏書の対価欠缺をもつて、裏書の当事者ではないYへの権利行使を濫用として排斥することの根拠が問われているものと解さなければならない。

本判決においては、もつぱらC・X間の実質関係しか問題とされてはいないが、認定事実からみれば、本件手形は振出の段階においても、Cによつて詐取されたものである。Y₁およびY₂は、この詐取された手形に保証の趣旨で裏書をした者であつて、したがつて、Y・C間においても原因関係は無効ないし不存在であり、本件はいわゆ

る二重無権ないしは原因関係の二重欠缺の典型的事例に属するものである。

実は、昭和四三年の大法廷判決のケースも、事案は融通手形として振り出された手形に関するものであつて、二重無権ないしは二重欠缺の例である。この場合に権利濫用の抗弁を認めたにもかかわらず、その後最高裁は、昭和四五年七月一六日の判決⁵⁾において、手形の支払を求めるならぬの経済的利益をも有しないものと認められる手形所持人は人的抗弁切断の利益を享受しえないものとして、債務者は自己か直接の相手方に対してもつている人的抗弁事由をもつて所持人に対抗しうるものとした。ここでは、所持人の実質的無権利ということとは抗弁切断の保護をうけないことの理由とされているのであり、その意味で手形法一七条但書と同一の効果をもたらしている。

いわゆる二重無権ないしは二重欠缺の場合には、前者の有する人的抗弁が切断されるか否かということは、所持人の手形取得の際における正当な対価約因の有無にかかってくる。対価関係という観点からみれば、この場合の所持人と債務者とは、不当利得の抗弁における直接の当事者となるわけである。その意味で、右の昭和四五年

の判決は正当である。そして、本判決もまた、事実関係からすれば、同様の理由によるべきものであつたと解される。

なお、商品としての手形の対価というものは、かならずしも券面上に記載された手形金額と同額ではありえない。むしろ、手形割引の法的性質が手形の売買であるものとすれば、その対価は当事者の主観的な合意にまかされるべきものである。したがつて、対価の欠缺があるというためには、手形譲渡の当事者間における売買契約の合意を認定し、その合意された対価が譲受人によつて支払われていないことを認定すべきであつたものというべきであらう。

(1) 鈴木竹雄・手形法小切手法講座一四頁、前田庸鈴木古稀記念「現代商法学の課題」(中)八七頁。

(2) 上柳克郎・法学論叢五九卷五号一三頁、倉沢・手形研究一〇卷九号五頁。

(3) 河本一郎・手形法小切手法講座三一九六頁、田辺光政・手形流通の法解釈二〇頁。

(4) 民集二二卷一三三三五四八頁。
(5) 民集二四卷七号一〇七七頁。